

虐待防止のための指針

訪問看護ステーションリリフル

1 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、全利用者の虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為とする。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。利用者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為。また、「緊急でやむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。

例：蹴る、殴る、ぶつかって転ばせる、刃物や器物で外傷を与える、入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる、利用者に向かって物を投げつける、身体的苦痛や症状悪化を招く行為を強要する、ケアがしやすいように職員の都合でベッド等に押さえつける、食事の際に職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、身体を紐でベッドに縛る、脱衣やおむつはずしを制限するために介護服を着せる等

(2) 介護や看護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

必要とされるケアや世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。利用者の状態に応じた治療やケアを怠ったり、医学的診断を無視した行為。必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為。

例：日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、栄養管理を怠る、健康状態に悪化をきたすような環境に長時間置かせる、室内にごみが放置されている等

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。威嚇的な発言、態度。侮辱的な発言、態度。利用者や家族の存在や行為を否定したり無視するような発言、態度。利用者の意欲や自立心を低下させる行為。心理的に利用者を不当に孤立させる行為など。

例：怒鳴る、「ここにいられなくしてやる」などと言い脅す、排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する、無視する、本人が出来るのに職員の都合を優先し本人の状態や意思を無視する、本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

例：性交、性的暴力、わいせつな動画や写真をみせる、裸の写真や映像を撮る、人前で排泄させたりおむつ交換をしたりする、またその場面を見せないための配慮をしない等

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。本人の合意形成なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

例：利用者のお金を盗む、無断で使う、処分する、立場を利用して「お金を貸して欲しい」と頼んで借りる、日常的に使用するお金を不当に制限する等

3 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は管理者が務める。
- ・委員会の委員は、看護職員、リハビリ職員から選出する。

(3) 虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は隨時委員会を開催する。

(4) 虐待防止委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 職員が看護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること
- ⑤ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

- ⑥ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑦ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑧ その他人権侵害、虐待防止に関すること

(5) 虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、管理者とする。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容(未然防止、悪化防止、再発防止)とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(虐待の芽チェックリスト、虐待防止のセルフチェックリスト、虐待防止のための組織体制チェックリスト含む)
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管
- (5) 日常的な情報共有と意見交換、気軽に話し合える場の設定

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、初期対応として速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去、利用者の不安解消と権利侵害からの回復に努める。客観的で正確な事実確認及び組織的な情報共有を行い要因分析と再発予防対策を検討する。また、事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3 (5) で定められた虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者及び関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 居宅内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

判断力の低下があり、本人だけでは自身の権利(介護保険等)を実現できない場合、利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援し、財産管理、身上監護を通じたその人らしさに寄り添う支援の実現を目指す。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、面談室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。